

平成28年度 随時監査（工事監査）の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 随時監査（工事監査）
- 2 監査対象 （仮称）南部消防分署整備事業工事（建築工事）
都市整備部営繕工務課
- 3 監査実施期間 平成29年1月25日から平成29年1月27日まで
- 4 監査結果報告 平成29年3月31日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【営繕工務課】

| | |
|--|--|
| 2（1）エ 設計業務について ①設計業務委託の場合の監督職員の職務について整理すること。 【改善事項】 | 【措置済】 平成29年 4月 3日 監査後、課内研修により、監督職員の職務についての研修を行い、周知を行った。また、委託共通仕様書を作成し、監督職員についての職務について、記載を行った。 |
| ②設計業務委託仕様書記載の与条件の記載内容について概略（必要な室名、消防台数等）の記載を検討すること。【要望事項】 | 【措置済】 平成29年 4月14日 設計業務委託仕様書により、業務概要を記載するように改正した。 |
| 2（5）ア 監理・監督業務について ①施工計画書について、監督職員の承諾状況が不明である。監督職員名、課内職員名と混在が見られた。承諾印欄を監督職員名に変更等を検討すること。【改善事項】 | 【措置済】 平成29年 4月14日 監督職員名及び承諾印を明確にした書式を作成し、運用することとした。 |
| ②総合施工計画書の品質管理項目について、必要と思われる検査、試験の項目、施工計画書、施工図等の提出一覧表の作成による漏れのない管理を考慮すること。【改善事項】 | 【措置済】 平成29年 4月 3日 総合施工計画書又は工程表において、提出一覧表及び提出時期を記載するように、再度周知を行った。 |
| ③施工図について、監督職員の承諾が分かりにくかった。承諾印欄を監督職員名に変更等を検討すること。【改善事項】 | 【措置済】 平成29年 4月14日 監督職員名及び承諾印を明確にした書式を作成し、運用することとした。 |
| 2（5）イ 品質管理について ④設計図書特記仕様書について、技能士の指定について防水施工のみの適用となっている。躯体関連、外壁の職種への適用を考慮すること。 【改善事項】 | 【措置済】 平成29年 4月 3日 新築・改築工事においては、躯体関連・外壁職種への適用を行うこととした。 |

| | |
|---|--|
| <p>2 (5) エ 労働安全衛生管理について ⑤緊急連絡体制について、夜間の緊急連絡体制の説明を受けたが不明確であった。夜間の緊急連絡体制について関係者の周知を確認すること。 【改善事項】</p> | <p>【措置済】 平成29年 1月27日 夜間の緊急連絡先について、総合施工計画書に記載し周知するようにした。</p> |
| <p>2 (5) オ 個別施工について ①仕上げ工事に必要とされる試験結果報告書等に漏れないよう確認すること。一工程の品質検査について記録は確実に残すこと。【要望事項】</p> | <p>【措置済】 平成29年 3月21日 報告書等について、漏れなく記録を残した。</p> |
| <p>②隠蔽部の記録は確実に残すこと。【要望事項】</p> | <p>【措置済】 平成29年 3月21日 隠ぺい部の記録について、写真等にて確実に残した。</p> |
| <p>3 現場調査結果について ①天井下地の野縁が、野縁受けより150mm以上のはね出し箇所が一部見られたが、処置方法の報告を受けた。150mm未満の処置を記録に残すこと。 【改善事項】</p> | <p>【措置済】 平成29年 2月 2日 処置後、現場確認を行い、記録についても残した。</p> |
| <p>②2階仮眠室(3)の鉄骨梁下部に設備配管が施工されて硬質発泡ウレタン吹付けの欠損が見られたが、不要位置との報告を受けた。必要寸法の判別について記録に残すこと。【改善事項】</p> | <p>【措置済】 平成29年 1月27日 必要部分が明らかになるように、写真にて記録を残した。</p> |
| <p>③別途工事を含め転落・墜落、飛来落下防止のため脚立作業の適正化、火災の防止のため関係者へ遵守事項の周知を図ること。【要望事項】</p> | <p>【措置済】 平成29年 1月27日 受注者側にて開催される安全連絡協議会にて再度遵守事項の確認を行った。</p> |
| <p>4 (1) 一般車両駐車場について 将来的に選挙の期日前投票所として使用することを前提に一般車両駐車場を11台分確保する計画となっているが、不足するのではないかとの懸念がある。本来の消防活動に支障が出ないよう期日前投票時の駐車スペースについて検討しておくこと。【要望事項】</p> | <p>【措置済】 平成29年 3月21日 期日前投票により駐車場の不足が予想される場合は、その期間のみ、近隣地を賃借し仮駐車場で対応することを主管課へ確認している。</p> |
| <p>4 (2) 管理、牽制や記録保存等について 日頃の管理、牽制や記録保存、法令遵守について、漏れないよう引き続き徹底すること。【要望事項】</p> | <p>【措置済】 平成29年 3月21日 3月21日にて各種の管理、書類作成等について、漏れなく工事を完成した。</p> |
| <p>4 (3) 安全管理について 今後の工事施工においても、無事故・無災害で工事が完了できるよう、安全管理の指導、牽制を引き続き徹底すること。【要望事項】</p> | <p>【措置済】 平成29年 3月21日 3月21日にて無事故・無災害にて工事を完成した。</p> |
| <p>4 (4) 監督職員の役割について 決裁書類上で監督職員の役割や責任がわかりにくく、あいまいになっている。技術部局全体で改めて整理し、決裁の押印欄を工夫するなどして明確にすること。【改善事項】</p> | <p>【措置済】 平成29年 4月 3日 土木担当課においては、書類上における決裁押印欄及び監督職員について、明確となっていた。営繕工事においても監督職員名及び承諾印を明確にした書式を作成し、運用することとした。</p> |